かどま子育て支援まっぷ協働発行事業取扱要領

（趣旨）

第１条　この要領は、門真市の子育てにおける行政サービスの利用手続や幼稚園・保育園等の地域情報等、その他子育てに役立つ情報を掲載した市民向け情報誌（以下「かどま子育て支援まっぷ」という。）を門真市（以下「市」という。）と民間事業者等が協働で発行することについて、必要な事項を定めるものとする。

（規格等）

第２条　かどま子育て支援まっぷは、市が提供する行政情報（以下「行政情報」という。）と市と協働で発行する民間事業者等（以下「協働発行事業者」という。）が編集した幼稚園・保育園、地図等の地域情報（以下「地域情報」という。）並びに企業等の広告（以下「広告」という。）により構成されたものとする。

２　前項に定めるもののほか、かどま子育て支援まっぷの規格については、別記「かどま子育て支援まっぷ」冊子作成仕様書の定めるところによるものとする。

（事業者の資格）

第３条　協働発行事業者は、次のすべての条件を満たしているものとする。

⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当する者でないこと

⑵　民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第１項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第１項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす

⑶　会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第１項又は第２項

の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第１項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第199条第１項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす

⑷　門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱（平成18年12月６日施行）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること

⑸　門真市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱（平成24年６月１日施行）に基づき入札除外措置を受けていない者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること

⑹　国税、都道府県税及び市区町村税並びに市の徴収金を滞納していないこと

⑺　本事業と同種又は類似する業務実績及び協働する事務を適正かつ確実に実施するに足りる事業規模を有し、かつ、経営状況及び財務状況が良好であること

（協働発行事業者の募集）

第４条　協働発行事業者の募集は、門真市ホームページで公募するものとする。

（協働発行事業者の決定）

第５条　協働発行事業者になろうとする者（以下「申込者」という。）は、提案書（様式第４号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

２　前項の規定による協働発行事業者の可否の決定は、別に定めるかどま子育て支援まっぷ協働発行事業者選定委員会（以下「委員会」という。）において、申込者から提出された提案書等に基づき、１者を協働発行事業候補者として選定する。

（費用の負担）

第６条　かどま子育て支援まっぷの編集、発行及び配布に要する一切の費用は、協働発行事業者が全額負担するものとし、市は一切の費用を負担しないものとする。

（原稿の作成及び審査）

第７条　市は、行政情報等を協働発行事業者に提供し、これに基づき協働発行事業者が編集するものとする。

２　協働発行事業者は、かどま子育て支援まっぷに掲載する広告を募集するものとする。ただし、門真市広告掲載要綱及び門真市広告掲載基準を遵守すること。

３　協働発行事業者は、かどま子育て支援まっぷの発行前に、印刷原稿（以下「原稿」という。）を市長に提出し、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

４　市長は、協働発行事業者から原稿の提出を受けた場合は、その内容を審査することとし、必要な場合は協働発行事業者に原稿の修正を指示できるものとする。

（かどま子育て支援まっぷの配布等）

第８条　協働発行事業者は、発行したかどま子育て支援まっぷについて、市が指定する場所に納入するものとする。

２　協働発行事業者は、かどま子育て支援まっぷの電子データをＰＤＦファイル等により市に納入するものとする。

（協働発行事業者の責務）

第９条　協働発行事業者は、かどま子育て支援まっぷの発行に関する事項（行政情報の内容に係るものを除く。）のすべてについて、一切の責任を負うものとする。

２　協働発行事業者は、かどま子育て支援まっぷへの広告等の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、協働発行事業者又は広告主の責任及び負担において解決しなければならない。ただし、市の責めに帰す場合はこの限りではない。

（広告等の掲載内容の変更及び取り止め）

第10条　協働発行事業者が、かどま子育て支援まっぷに掲載する広告または地域情報の内容を変更し、又は取り止めようとする場合は、速やかに市長に申し出なければならない。

２　前項の規定により、広告等の掲載内容を変更する場合で、既に納入したかどま子育て支援まっぷがあるときは、市長と協議のうえ、協働発行事業者の責任において

速やかに対応するものとする。

（発行の取り消し）

第11条　市長は、協働発行事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該協働発行事業者によるかどま子育て支援まっぷの発行を取り消すことができる。

⑴　偽りその他不正の手段により、協働発行事業者の決定を受けたとき。

⑵　市長が指定する日までにかどま子育て支援まっぷの原稿を提出しないとき。

⑶　市長が指定する日までにかどま子育て支援まっぷを納入しないとき。

２　市長は、前項の規定によりかどま子育て支援まっぷの発行の取り消しを決定したときは、事業者に通知するものとする。

３　第１項第１号の事由により前項の取り消し決定を受けた協働発行事業者は、既に納入したかどま子育て支援まっぷがある場合は、市長と協議のうえ、これを回収するなど速やかに対応しなければならない。

４　第１項の規定による取り消しにより生じた協働発行事業者の損害について、市は弁償しない。

附　則

この要領は、平成27年10月９日から施行する。